

## 入会の規約（申込者控）

### 第1条（契約の成立および期間）

- 申込書に記載された申込者本人および保護者（以下、総称して「申込者」または「会員」といいます）は、申込書の内容および本規約の各条項に同意のうえ、株式会社 e v i n e t b i z（以下、「当社」といいます）が運営する やりなおし英語 JUKU（以下、「当塾」といいます）への入会を申し込み、当塾がこれを承諾し、入会金の納入が確認された時点で入会契約が成立するものとします。
- 入会金は別途定めるとおりとし、キャンペーンその他当塾が定める条件により免除される場合があります。
- 本契約の有効期間は、別紙「入会申込書」に記載された受講コースおよびカリキュラムの提供期間とします。
- 期間満了後において、当塾または会員のいずれからも第6条に定める方法による退会の意思表示がなされない場合には、本契約は同一条件にて自動的に更新されるものとします。自動更新後の契約期間および条件は、更新前と同一とします。

### 第2条（授業の内容および実施方法）

- 当塾は、入会申込書および本規約に基づき、当塾が定める方法により授業を実施します。
- 授業は、当塾が定める年間スケジュールに基づき実施します。また、当塾が設ける Catch-up Day（学習サポート日）は任意の学習支援として提供されるものであり、提供を保证するものではありません。
- 当塾の都合により、担当講師が変更となる場合があります。原則として事前に告知しますが、やむを得ない場合は事後の告知となることがあります。なお、担当講師の指定は原則としてできません。

### 第3条（休講およびオンライン授業）

- 年末年始、お盆、ゴールデンウィーク、天災地変、交通機関の停止その他不可抗力により、当塾が授業の提供が困難と判断した場合には、予告なく休講とすることがあります。この場合には、休講とした日の振替授業を当塾スタッフと相談の上、決定し実施します。
- 【対面授業】授業開始2時間前の時点で、所属教室の所在する市区町村に暴風警報、特別警報または避難指示が発令されている場合、授業は休講とします。ただし、警報が解除された場合は、以下の基準に従い授業を実施します。

警報解除時刻	実施授業
8:00の時点で解除	10:00～の授業から実施
10:00までに解除	13:30～の授業から実施
16:00までに解除	18:00～の授業から実施
17:00時点で発令中	当日の全授業を休講

- 【オンライン授業】会員が受講するために必要な機器、ソフトウェア、通信回線等の設備、及びコンピュータウイルスの感染防止等のセキュリティ対策を自らの責任と費用にて整備するものとします。受講に関連して発生する通信等にかかる費用、及び会員の使用する機器等にかかる電気代は、会員の負担とします。
- 会員側のインターネット、ネットワークの問題等に起因する授業の遅れ、中断、消失については、当塾は責任を負いません。ただし、当塾に故意または重大な過失がある場合は原則として振替授業を実施します。

### 第4条（学費および支払方法）

- 授業料等の徴収方法は月割学費制です。学費は前納制です。途中入会の場合は、初月分（残回数分）および翌月分をお支払いいただきます。お支払方法は原則として、ご指定の口座からの自動振替になります。ただし、自動振替の手続きが完了するまでは当塾指定口座へのお振込みになります。
- 当塾指定の期日までに翌月分をお支払いください。事前承諾なく未納期間が2ヶ月を超えた時点で、受講及び教室のご利用はできません。その場合、未納分の清算完了後に受講を再開することができます。
- 当塾の都合でコマ数が規定回数に満たない場合は、別途当塾が合理的と認める方法で会員に事前に提示し、合意の上で精算します。
- ご入会時に、月割学費以外に、入会金、教室諸経費及び教材費が必要です。

### 第5条（欠席および振替）

- 欠席または遅刻される場合は、必ず事前に教室までご連絡ください。欠席の連絡は、原則として授業日の前日19時までにお問い合わせいただけます。ただし、やむを得ない事情があると当塾が合理的に認めた場合は、この限りではありません。なお、事前の連絡なく欠席された場合は、理由の如何を問わず、振替授業の対象外となります。
- 会員の都合による欠席については、本条に定める連絡があった場合に限り、振替授業を受講することができます。振替授業として保有できる未消化コマ数の上限は、累積3コマまでとします。未消化の振替コマ数が3コマに達している場合は、それ以上の振替授業を新たに付与することはできません。振替授業は常に最大3コマまで保有できるものとします。また、未消化の振替授業は、前期（4～9月）・後期（10～3月）への残コマの持ち越しはできません。
- 振替授業は、当塾の授業運営上可能な範囲において提供されるものであり、特定の日時または講師を保証するものではありません。
- 会員が事前に欠席することが確定している場合には、欠席予定日の属する月内に限り、授業を前倒して振り替えることができます。

### 第6条（休会および退会）

- 会員が休会する場合は、休会期間中における振替授業の受講はできないものとし、復会後に振替授業の受講が可能となります。なお、休会期間は原則として2ヶ月間とします（休会期間が2ヶ月を経過した時点で当塾は退会扱いとすることができます）。
- 前項の休会期間中において、個々の会員の状況に配慮すべき点があると当塾が認めた場合には、座席（曜日、時間）を確保することがあります。
- 会員が退会する場合、退会月の月末をもって未消化分を含むすべての振替権利は失効するものとします。
- 退会の申出は、原則として退会を希望する月の当月10日までに、当塾指定の書面をもって行うものとします。月極契約であるため、申出のあった月の月末、または会員が希望する月末をもって退会扱いとします。退会日以降の授業は受講することができず、未使用分の授業コマは消滅します。

- ・口座振替を利用している会員が、当月 10 日以降に退会の申出を行った場合には、自動振替代行業者のシステム上、翌月分の学費が一旦引き落とされることがあります。この場合、当塾は引落しを確認した後、事務処理に要する実費相当額として事務手数料 2,200 円（税込）を差し引いた金額を返金します。ただし、当月 10 日までに退会の申出があった場合には、事務手数料は発生しません。
- ・クーリング・オフ期間経過後の中途退会の場合、当塾は以下の基準に従い返金を行います。

#### （返金対象となる未受講分の定義）

- ・未受講分の授業料、未経過分の教室諸経費については返金します。
- ・未受講分の授業料とは、退会日（原則として退会月の末日）の翌月以降の未到来期間に対応する授業料を指します。退会日が属する月の授業料については、未受講の授業がある場合であっても、返金の対象とはなりません。
- ・未経過分の教室諸経費とは、退会日の翌月以降の未到来期間に対応する教室諸経費を指します。退会日が属する月の教室諸経費については、在籍管理および座席確保の対価として返金対象とはなりません。
- ・入会金は、入会手続きおよび事務処理の対価として返金対象外とします。
- ・教材費については、未使用かつ未開封の場合に限り返金対象とし、使用済みまたは開封済みの場合は返金対象外とします。

#### 第 7 条（クーリング・オフ）

- ・入会申込書及び入会金を当塾が受領した日を含む 8 日間（土・日・祝日を含む）以内に書面にて通知することにより、無条件に、申込みを撤回または入会を解除（クーリング・オフ）することができます。（郵送の場合は発信時に効力を生じます）
- ・クーリング・オフされた場合、当塾は当該解除に伴う損害賠償または違約金、解約手数料の請求をしないほか、提供した授業や教材の使用の有無に関わらず、クーリング・オフされた入会契約に係る受領済みの学費及び関連する代金全額と会員指定の金融機関の口座に振り込むことにより速やかに返金します。（振込手数料は当塾の負担とします）
- ・クーリング・オフ期間に教材を受け取っている場合は、当塾指定の方法で返本するものとします。郵送料は当塾負担とします。
- ・クーリング・オフ期間経過後の中途退会については、第 6 条の規定に従い精算するものとします。

#### 第 8 条（免責事項）

- ・当塾は、入会申込書および本規約で合意された時間数および内容の指導を提供する義務を負いますが、会員の能力・成績の向上、各種検定試験または入学試験等への合格、目標スコアの取得その他の成果について保証するものではありません。
- ・当塾は、本規約に基づくサービスの提供に関連して会員に損害が生じた場合、当塾に故意または重過失がある場合を除き、当塾の責任は通常かつ直接の損害に限り、その上限は当該月の受講料相当額とします。

#### 第 9 条（施設利用および会員資格）

- ・教室内の諸施設及び備品は大切にご利用いただき、破損したり汚れたりしないでください。破損した場合は、修理代の実費を請求します。
- ・会員は、自らが暴力団、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当しないことを表明保証します。
- ・当塾の管理・運営する施設内または当塾が主催する行事等において、他の受講生、講師またはスタッフに対して著しく迷惑を及ぼす行為があった場合、もしくは社会的モラルに反する言動が見受けられ、授業の円滑な運営を著しく妨げるおそれがあると当塾が合理的に判断した場合には、当塾は会員に対して注意・是正の要請を行うことがあります。
- ・前項の注意または是正要請にもかかわらず改善が見られない場合、または行為の内容が重大であり、是正の機会を与えることが相当でないと当塾が判断した場合には、書面または当塾が適切と判断する方法（電子メール等）による通知をもって、会員資格の停止または退会の措置（本契約の解除を含む）を講じることができます。

#### 第 10 条（規約の変更および個人情報）

- ・当塾は、法令の変更、監督官庁の指示、または運営上の必要がある場合に限り、本規約を改定することがあります。本規約を改定する場合、当塾は改定内容およびその効力発生日を、当塾が適切と判断する方法により会員に事前に告知します。改定後の規約は、告知時に定めた効力発生日以降に成立または更新される契約に適用されるものとします。ただし、会員に不利益となる重要な変更については、当塾は個別に会員の同意を得るものとします。
- ・当塾では、提示いただいた個人情報を学習指導、指導記録、学習状況の報告、学習相談、集計・管理、請求に関する事務処理など当塾のサービスの提供のために使用します。個人情報を当塾に提供されるか否かは、会員の判断によりますが、提供されない場合には、当塾のサービスをご利用できない場合がありますのでご了承ください。
- ・当塾は、法令に基づく場合、生命・身体・財産の保護、公衆衛生または児童の健全育成のために必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供しません。

本書面はご契約のお申込みにあたり重要な書面となります。お申込み後は、署名済みの入会申込書（コピー）とあわせて、受講期間終了まで大切に保管してください。